

令和6年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

令和6年9月6日

招集年月日	令和6年9月6日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和6年9月6日 午前10時10分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1	角田 伸一	○	7	影井 伊久美	○
	2	斉藤 マユミ	○	8	田島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	大江 昭典	○
	4	小島 俊二	○	10	津田 宏	○
	5	末田 健治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大江 厚子	○	12	中本 正廣	○
会議録署名議員	6番	大江 厚子		7番	影井 伊久美	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋本 博明		教 育 長	大野 正人	
	副 町 長	木村 富美		病院事業管理者	平林 直樹	
	参 事	宇田 康弘		教育次長	園田 哲也	
	会 計 管 理 者 兼 総務課長	長尾 航治		教育課長	瀬川 善博	
	総務課課長補佐	郷田 亮		安芸太田病院 事務長	正岡 剛	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	児玉 裕子		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	山本 博子		—	—	
	企 画 課 長	二見 重幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖野 貴宣		—	—	
	住 民 課 長	上手 佳也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅田 裕二		—	—	
	建 設 課 長	武田 雄二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊賀 真一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和6年9月6日

	諸般の報告
	行政報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
報告第4号	健全化判断比率の報告について
報告第5号	資金不足比率の報告について
同意第4号	教育委員会委員の任命について
議案第54号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第55号	安芸太田町国民健康保険条例の一部改正について
議案第56号	安芸太田町附属機関の設置に関する条例等の一部改正について
議案第57号	事業契約の締結について
議案第58号	令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第4号）
議案第59号	令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第60号	令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第61号	令和6年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第1号）
認定第1号	令和5年度歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和5年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について

令和6年第5回定例会
(令和6年9月6日)
(開会 午前10時10分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和6年第5回安芸太田町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から御手元に配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明のため出席を要求した者は、町長、教育長、病院事業管理者、代表監査委員です。なお、同条の規定によって、町長及び教育長から説明員を委任したことについて、御手元に配付した写しのとおり通知がありました。6月の定例会以降、本定例会までに受けた陳情等は、御手元に配付した写しのとおりです。去る8月21日に広島市で開催された広島県町議会議長会主催の研修会に議員派遣をいたしました。その結果につきましては、議会事務局に保管していますので、御覧ください。監査委員から、6月及び7月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局に保管していますので、御覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 行政報告

○中本正廣議長

日程第2、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

おはようございます。第5回定例会におきましても、御指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。それでは行政報告につきまして、御手元にお配りをしております報告の読み上げをもってかえさせていただきますと思っております。

行政報告。

1 戦没者追悼・平和祈念式典について

8月15日、役場本庁大集会室において安芸太田町戦没者追悼・平和祈念式典を開催しました。遺族会や原爆被害者の会、町関係者併せて91人が参列されました。

また、正午には防災行政無線でサイレンを鳴らし、町民の皆様に黙とうを呼びかけました。さらに、戦争による被害の実態を知り、平和の意義を正しく継承していくために、本年は8月6日から16日の期間において、役場本庁で「はだしのゲンが伝えたいこと」の上映を行いました。あわせて、安芸太田中学校による「わたしの平和宣言」と題した作品展示も行い、多くの方に来場いただきました。

2 教育大綱の策定について

令和6年7月19日に開催した安芸太田町総合教育会議において、新たな「安芸太田町教育大綱」

を策定いたしました。足掛け2年にわたって議論をしてきた新大綱ですが、本町の恵まれた自然や文化、加えて人を活用しながら、主体的で対話的な「安芸太田っ子」を育てることを掲げております。今後は、本教育大綱に基づき、教育委員会において「教育振興基本計画」を本年度中に策定する予定であります。その「教育振興基本計画」を元に、各学校現場等において具体的な次年度の教育計画を策定、実行していく予定であります。町としても、各学校現場等において、それらの取り組みを実現しやすいよう、環境整備に取り組んでまいります。

3 第二次長期総合計画施策評価について

令和5年度に取り組んだ事業について、第二次長期総合計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）の後期基本計画策定時に設定した目標値と実績値を点検し、施策の成果と課題について内部評価を行いました。この内部評価については、8月22日の「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」において、各委員からご意見をいただいたところであり、今後、これらのご意見を踏まえ、引き続きPDCAサイクルの徹底を図りながら施策の充実を図ってまいります。

4 安芸太田町地域公共交通会議について

8月8日に安芸太田町地域公共交通会議を開催し、令和5年度の交通行政施策の報告を行うとともに、5月からスタートした新公共交通システム「もりカー」については、利用人数は計画通り推移しており、概ねご不便なく利用いただいている旨の報告等を行いました。各委員からは、広く利用者の声を把握するとともに、持続可能な公共交通のあり方を引き続き検討してほしい旨の意見をいただきました。

5 地域通貨「morica」の運用について

令和4年12月から運用を開始した地域通貨「morica」ですが、令和5年度については、利用金額の20%相当額を還元するプレミアムポイントキャンペーンの実施や、国の給付事業や町の交付事業を地域通貨「morica」で給付するなどの取り組みにより、年間チャージ額2億3,560万円、年間利用金額3億2,420万円と、利用が大幅に増加しております。令和6年度も毎月約1,500万円の現金チャージがあり、対前年同月比1.5倍に増えております。今後もプレミアムポイントキャンペーンの実施に加え、健康ポイント事業の実施などにより地域通貨「morica」の更なる利用促進を図ります。

6 定額減税及び定額減税補足給付金について

令和6年度税制改正大綱に盛り込まれた定額減税が6月から始まり、源泉徴収義務者のご協力をいただきながら実施しております。納税者及びその配偶者を含めた扶養家族1人につき、所得税3万円、個人住民税1万円の定額減税を行うものであります。その際、定額減税しきれない方々に対しては、その差額を支給する定額減税補足給付金を8月から支給しております。本町における定額減税の総額及び定額減税補足給付金の状況は、次の表のとおりでございます。表をご覧ください。

7 第74回「社会を明るくする運動」山県地区推進大会について

7月13日、戸河内ふれあいセンターにおいて第74回「社会を明るくする運動」山県地区推進大会が開催されました。本大会は県内西部地区の自治体において持ち回りで開催しており、本町での開催は実に14年ぶりの事でしたが、町内外から300人を超える多くの皆様にご参加いただきました。大会では、新庄高校書道部、堀子ども神楽団によるオープニング行事に続き、作家で僧侶の家田荘子（いえだ しょうこ）さんに「薬物からあなたの大切な人を守るために」と題し

て講演をいただきました。犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会の実現に向けて、過ちを犯した人たちの立ち直りを支援する輪を広げていくことの重要性について理解を深める機会となりました。

8 ツキノワグマ等の有害鳥獣対策について

サルによる農作物や生活環境被害の声を受け、7月18日にサル対策研修会を修道地区で開催しました。講師にはサル対策に実績のある株式会社B0-GA（ボーガ）広島オフィス所長藤井猛（ふじい たけし）氏を招き、サルの生態や追払い等について学びました。ツキノワグマの出没については、7月に入り目撃が増え8月末日現在で、15頭を捕獲し、いずれも殺処分しております。特に戸河内地区での出没が多く、ヌカや肥料、青い柿にまで誘引され、民家近くを徘徊することも多く、出没状況の確認や捕獲檻の設置等を行っております。秋にかけて出没の増加も予想されるため、捕獲と合わせ不要果樹の伐採や残飯等の適切な処分を現地で依頼し、出没抑止に向けた取り組みを実施してまいります。

9 道の駅再整備事業について

4月16日に道の駅再整備事業を担う優先交渉権者を選定した後、6月25日に、同事業の実施主体である特別目的会社「株式会社ゲートステーションあきおおた」が設立されました。その後、当該事業の収支計画等について調整を行った結果、凡そ合意を得られましたので、本定例会において事業契約締結の議案を提出しておりますのでご審議をよろしくお願いいたします。なお、事業契約が締結できれば、本年度は詳細設計業務に着手する予定でございます。また、施設整備費の財源として申請しておりましたデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）については、8月2日に無事内閣府より採択の連絡をいただいたところであります。

10 イベントの開催状況について

6月は、吉水園春の一般公開や第45回中国地方選抜神楽競演大会、7月は、第58回納涼加計まつり、龍姫湖ではウォーターアクティビティを中心としたLakeTime' 24-Summer Party、8月は第31回安芸太田町ふれあい戸河内まつりと、各種イベントが開催され多くの方の来場があり、安芸太田町の魅力発信につながりました。また、この期間中は各自治振興会単位での夏祭り等も開催され、コミュニティ再生・活性化に向けた賑わいが戻ってきました。更に、町内事業者が出店するマツダスタジアムでの2024わがまち魅力発信隊や地域商社あきおおたによる町の特産品や旬の野菜の出張出店も行っているところであり、町の特産品や観光情報など町の魅力が大いに発信されたところであります。

11 加計スマートインターのフルインター化について

5月14日に地質調査業務を契約し、これまでにボーリング調査の現地作業が完了しております。引き続き解析作業を行っており、その結果をNEXCO西日本と共有し、詳細設計へ反映させていきます。また、用地取得に向けて、NEXCO西日本と情報共有や課題解決のため毎月協議を実施しており、円滑な事業推進を図っています。

12 太田川総合開発事業について

太田川総合開発事業については、今年度新規事業化され、6月から国土交通省太田川河川事務所が地質や環境についての現地調査に着手されました。現地調査は複数年度に跨る予定ですが、これまでは特段のトラブルもなく、順調に進んでおります。また、7月5日には斉藤国土交通大臣が現地視察にお越しになり、広島市長、市議会議長とともにダム建設予定地を確認され、大

臣からは「今後も、地元の方々の声にしっかりと耳を傾けながら、取り組みを進めてまいります」とのお言葉がありました。町としては、引き続き、国の取り組みを注視するとともに、併せてダム建設中及び完成後の地域振興についての検討も始めてまいります。

13 一般県道弁財天加計線道路改良工事について

従前より広島県へ道路改良事業の最優先箇所として要望を行っている路線であります。現在、戸河内土居と寺領を結ぶトンネル工区へ着手しており、現地にて7月17日に安全祈願祭が行われたところであります。当日は、私も参加いたしました。広島県西部建設事務所安芸太田支所長、寺領自治会長、土居自治会長、工事関係者の皆様など、多くの方が参列をされました。引き続き、改良工事全体が早期に完成されるよう、県をはじめ関係機関へ要望活動を行ってまいります。

14 水道事業あり方検討委員会について

本町における水道事業を持続可能なものとするため、町民の皆さんの意見をいただきながら可能性を探っていきたいとの考えから、町民15名の皆さんにご参加いただき、「安芸太田町水道事業あり方検討委員会」を設置し、その第一回目を7月25日にワークショップ形式で開催いたしました。町より水道事業の現状などの説明を行い、ファシリテーターの進行により、「水道事業の未来について考えよう」、「私たちが考えること、できること」の2つのテーマに沿って、幅広い意見交換が行われました。ワークショップは計3回開催予定で、より多くの町民のご意見をいただければと考えているところでございます。

15 「黒い雨」体験者への被爆者健康手帳交付について

令和4年4月1日から運用されている「黒い雨」にかかる手帳交付制度の申請状況等、本町における本年8月末日までの累計件数は次のとおりでございます。表をご確認ください。今後もこれまで同様、厚生労働省や広島県とも連携して、町民広報等を活用して「黒い雨」にかかる制度周知や適正な事務に努めてまいります。

16 安芸太田町価格高騰重点支援給付金の支給について

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において示されました、物価高騰対策としての低所得世帯を支援するため1世帯あたり7万円の給付金を支給する事業について、6月までに申請受付を完了し、現在皆様に活用いただいております。この事業では、生活必需品などの購入を想定していることから、町内の事業者を活用していただくために、地域通貨「morica」に電子マネー7万ポイントを付与する形で支給しております。8月末時点での支給実績並びに利用状況は、次のとおりでございます。表をご確認いただければと思っております。

17 安芸太田町令和5年度住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策支援給付金及び子育て世帯支援給付金の支給について

同じく「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として、令和5年12月1日を基準日として、令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付する事業も実施いたしております。また、これまで給付した非課税世帯の18歳以下の児童がいる世帯にも、新たに児童1人あたり5万円を追加給付しております。こちらも、地域通貨「morica」に電子マネーを付与する形で支給しており、本年8月末現在での支給状況は、次のとおりでございます。表をご確認ください。

18 避難行動要支援者対策について

避難行動要支援者に対する「個別避難計画」は、避難行動に支援を必要とする「要支援者」一人ひとりの状況に合わせた避難方法を具体的に記載した計画で、避難経路、避難場所、必要な支援内容などを事前に明確にして、迅速かつ安全な避難を支援いたします。町内の「要支援者」の候補者は、本年8月末現在で90人おられます。今後は、本人または家族の同意を得た上で個別計画を作成してまいります。個別計画作成後は、スマートフォンによる「防災もりみん～安芸太田防災アプリ～」の活用や、スマートフォンを所有していない方にはGPS機器を貸与し、有事の際のSOS発信などに利用することで、速やかな避難支援につなげる取り組みの有効性を実証してまいります。併せて、この度の仕組みづくりにおいて重要な役割となる、避難支援に関わる“支援者”を町内外問わず広く募集していきます。なお、「防災もりみん」は、防災マップの確認に加え、避難が必要となった際に支援を要請できる「防災ヘルプ機能」を備えており、要支援者がアプリで支援を要請すると、支援者に通知が届き、通知を受け取った支援者が支援に向かい、避難完了時にアプリ上で避難支援完了の報告を行えるのが大きな特徴でございます。

19 子ども・子育て会議の開催について

7月23日に川・森・文化・交流センターにおいて、第1回子ども・子育て会議を開催いたしました。第3期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画の概要、計画策定までのスケジュール、子ども・子育てに関するニーズ調査の結果を踏まえて、安芸太田町が取り組むべき施策など議論を行いました。次回は、11月に開催し、子ども・子育て支援事業計画の素案を作成する予定であります。

20 保小中高連携について

7月31日、町内のこども園、保育所、小学校、中学校、高校の園長、所長、学校長が一堂に会する安芸太田町保小中高連絡協議会を加計高校で行いました。この度の協議会には、私も参加をさせていただき、新教育大綱の内容について説明をするとともに、大綱の内容を具体化するにあたっての校種間での具体的な連携の方向性について協議をいただきました。

21 学校教育活動について

5月下旬から6月初旬にかけて、第1回目の学校運営協議会を町内全ての学校において開催いたしました。委員の皆様にご授業の様子を見学していただくとともに、それぞれの学校運営方針や取組の重点等を説明し、承認を受けました。7月17日から19日までの3日間、町内3小学校の5年生が合同で、国立江田島青少年交流の家において、海辺の生物観察、カッター研修などの体験活動を実施しました。日常とは異なる江田島での体験活動を通して、仲間と支え合いながら自ら考え、行動に移す姿が見られました。7月30日、今年で12年目を迎える「科学アカデミー」を日本技術士会中国本部の方を講師にお招きし、36人の町内小学生が参加し、ゴムや橋の仕組みについて考えながら科学工作を行いました。今年は、10月に小学生高学年、中学生を対象として開催する予定でございます。

22 特色ある体験活動支援事業の実施について

町内の子ども達に、本町の豊かな自然を思い切り体感することで、好奇心を育むとともに本町の良さを実感してもらうため、各種体験活動の提供事業者に体験料相当の補助金を交付する安芸太田町特色ある体験活動支援事業補助金を創設しました。この補助事業は、町内小中学生に無料体験券を2枚配布し、町内で体験活動を展開されている9事業者から提供されたカヤック、魚釣り、沢歩き、陶芸、ジップラインなど15種類の体験活動を利用できるものでございます。8

月末現在で51人の利用があり、9月以降も利用を促してまいります。

23 令和7年度全国高等学校総合体育大会登山競技の開催について

令和7年8月5日から9日まで、令和7年度全国高等学校総合体育大会登山競技が恐羅漢山、深入山、十方山で開催される予定です。その大会に向けて、8月6日に今年度の登山競技が開催された福岡県添田町(そえだちょう)において、本町の大野教育長並びに広島県選手代表者が大会旗を引き継ぎ、9月24日には、令和7年度全国高等学校総合体育大会登山大会安芸太田町実行委員会の設立総会を開催する予定であり、48年ぶりの本町開催が円滑に進むよう、準備を整えてまいります。

24 第62回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会の開催について

第62回大会は、7月28日から31日までの4日間、つつがライフル射撃場で開催され、全国から130校、選手・マネージャー合わせて約550人の参加がありました。加計高校射撃部は、ビームライフル女子団体に7位入賞するとともに、ボランティアスタッフとして、大会の準備及び運営補助に携わっていただきました。

25 安芸太田病院の取り組みについて

2年ごとの診療報酬改定が今年度行われましたが、新たな診療報酬点数の下では、昨年度と同様の実績であれば、今年度は約1,500万円減収となるシミュレーション結果が出ましたので、維持すべき加算や新たに取得を目指す加算についての検討を行い、8月10日に各部署の責任者を集め、今後必要な行動計画を確認し、現時点で3つの加算を新たに届出したところでございます。また、ヒヤリハット等による医療事故を防ぐために、医療安全管理委員会を設置していますが、この中で定期的に行っているヒヤリハット事例の院内検討会に今年度から毎月1回の頻度で千葉大学病院 医療安全管理部門の相馬孝博教授にウェブで参加して頂き指導を仰ぐ体制を構築し、8月末までに計5回の指導を受けたところでございます。

以上でございます。

○中本正廣議長

以上で、町長の行政報告を終わります。

日程第3. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、6番大江厚子議員及び7番影井伊久美議員を指名いたします。

日程第4. 会期の決定

○中本正廣議長

日程第4、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日9月6日から9月20日までの15日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって会期は15日間に決定しました。

日程第5. 報告第4号

日程第6. 報告第5号

○中本正廣議長

日程第5、報告第4号、健全化判断比率の報告について及び日程第6、報告第5号、資金不足比率の報告についての2件を一括議題といたします。町長からの報告を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。議案の提案説明をさせていただきます。報告第4号、健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度の決算に基づき、本町の健全化判断比率について監査委員の意見をつけて報告するものでございます。続いて、報告第5号、資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度の決算に基づき、本町の資金不足比率について監査委員の意見をつけて報告するものでございます。詳細については担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

はい、郷田総務課課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい、報告第4号、健全化判断比率の報告及び第5号、資金不足比率の報告につきまして、議案とともに配付しております令和5年度決算書に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書により、御説明をさせていただきたいと思っております。まずこちらの報告でございますけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年作成するものでございます。地方公共団体の財政状況を統一的な指標で表すことによりまして、財政の健全化や財政再生が必要な場合に迅速な対応をとれるようにすることを目的としております。一般会計のみならず、自治体管理する企業会計等も含めたトータルの財政力を検証する内容となっております。それでは資料のほうは1ページのほうにございます。まず1点目の健全化判断比率でございますが、総括表に各指標の結果を表でまとめております。表の左から一般会計等の実質的な赤字を判断する実質赤字比率、次に一般会計を含む全ての会計について赤字を判断する連結実質赤字比率、ともに実質的な赤字はないということで、バー表示でお示しをさせていただいております。続きまして一般会計等に対する公債費の比重を示します実質公債比率につきましては12.6%、そして地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき負債の度合いを示す将来負担比率につきましては、1.1%となっており、各数値とも表の中段に記載しております早期健全化基準及び財政再生基準の基準数値以下でありまして、現段階でおきましては早期の健全化など必要となるような状況には至ってございません。続いて各数値の補足説明をさせていただきますけれども、2ページ目になります。2ページ目の実質赤字比率は、決算審査よりも事前の説明となりますけれども、令和5年度の一般会計の決算におきましては、歳入総額85億5,430万3,000円に対しまして歳出総額83億3,260万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源を引いた実質収支につきましては、1億6,098万円となりまして、赤字がないということで、実質赤字比率はバー表示となっております。3ページ目の連結実質赤字比率につきましても、一般会計等のほか公営企業会計やその他の特別会計も含めた収支比率となります。それぞれの会計の実質収支はプラスとなっております。資金不足はないということで、連結実質赤字比率はバーの表示としておるところでございます。続いて4ページ目になります。こちらが実質公債比率になります。この比率につきましては、公債費や公債費に準じた経費を、町の標準財政規模を基本とした金額で割っ

た3か年の平均となります。特別会計等における元利償還金が昨年度より減少しているところがございますけれども、標準財政規模も減少していることがございます。令和5年度の単体の比率につきましては12.89047%で横ばいの状況となっておりますけれども、3年間の平均にしますと12.6%となり、0.5ポイント悪化している状況となっております。次に5ページ目、将来負担比率になります。こちらの比率につきましては地方債の残高や債務負担行為に基づく支出予定額につきまして、町が将来負担することが決まっている実質的な負債に当たる額を町の標準財政規模を基本とした数値で割ったものになります。地方債の残高が昨年度より、4億8,000万円程度減少したことにあわせまして、基金残高の合計が、財政調整基金等の積み増しによりまして増加しております。そういった一時的な要因もありますけれども、1.1%と昨年度に比べ8.4ポイントの改善となっておりますことでございます。次に二つ目の報告ということで資金不足比率になります。6ページになりますけれども、こちら総括表でお示ししているとおりの、法適用企業である病院事業会計及び法非適用企業の上下水道事業の各会計いずれにおいても、資金不足が生じていないということでございます。個々の説明としましては7ページは病院事業会計8ページは上下水道事業の関係の三つの特別会計の説明としておりますけれども、一般会計の繰入金等もあります。いずれの会計も資金不足の欄にはマイナス表示ということで、現在、資金不足は発生していないという結果となっております。説明については以上でございます。

○中本正廣議長

これで報告第4号及び報告第5号を終わります。

日程第7. 同意第4号

日程第8. 議案第54号

日程第9. 議案第55号

日程第10. 議案第56号

日程第11. 議案第57号

日程第12. 議案第58号

日程第13. 議案第59号

日程第14. 議案第60号

日程第15. 議案第61号

日程第16. 認定第1号

日程第17. 認定第2号

○中本正廣議長

日程第7、同意第4号、教育委員会委員の任命についてから日程第17、認定第2号、令和5年度安芸太田町病院事業会計決算の認定までの11件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして説明をさせていただきます。同意第4号、教育委員会委員の任命について。本年11月10日で任期満了となる教育委員会委員について、引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。議案第54号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。地方自治法第291条の3第1項の規定により、広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。議案第55号、安芸太田町国民健康保険条例の一部改正について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法が改正されたことに伴い、被保険者証に関する事務の規定について所要の改正を行うものです。議案第56号、安芸太田町附属機関の設置に関する条例等の一部改正について。新たな教育大綱に対応する教育振興基本計画を策定するにあたり、安芸太田町教育振興基本計画策定委員会を設置するとともに、委員の報酬を定めるため条例の一部を改正するものであります。議案第57号、事業契約の締結について。安芸太田町道の駅来夢とごうち再整備事業の事業契約の締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を求めるものでございます。議案第58号、令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第4号）。令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ1億9,778万6千円の増額を定めるものであります。今回の補正は歳入が新型コロナワクチン定期予防接種や児童手当拡充に係る国庫県費補助金等の増、災害復旧対策等に係る町債の増及び前年度決算に伴う繰越金が主なものであります。歳出は定額減税補足給付事業の増額をはじめ、新型コロナ対策として、新型コロナワクチン定期予防接種に係る事業費の増。社会生活基盤等整備の対応として、消防施設等の修繕や農業施設改修費の増額、水路や道路の改修に係る補助金の増、林道、町道等の落石や倒木処理に係る維持修繕費の増に合わせ、観光施設等の改修修繕に係る事業費の増。さらには法改正に伴う児童手当拡充に係る事業費の増額。また、令和5年度の各事業費確定に伴う国庫負担金等償還金や前年度繰越金の整理に伴う財政調整基金積立金の増が主なものでございます。議案第59号、令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計の補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ475万1千円の増額を定めるものです。今回の補正は、児童手当拡充に伴う職員手当費等の増及び前年度繰越金の整備に係る基金積立金の増によるものです。議案第60号、令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計の補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ2,722万6千円の増額を定めるものです。今回の補正は、前年度繰越金の整理に係る介護給付費準備基金積立金の増及び前年度事業の精算に伴う介護給付費負担金等償還金の増によるものでございます。議案第61号、令和6年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第1号）。令和5年度安芸太田町病院事業会計の補正予算第1号は、収益的収入及び支出の予定額を59万4千円補正するものです。今回の補正は、令和6年10月分からの児童手当の制度拡充に対応するための給与システムの改修について委託料を補正するものです。また、改修費全額が国庫補助金対象となるため、同額を収入として補正するものです。認定第1号、令和5年度歳入歳出決算の認定について。令和5年度歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付すと同時に、同条第5項の規定により、主要施策の成果に関する調書をつけて、令和5年度安芸太田町一般会計歳入歳出決算のほか9つの特別会計の歳入歳出決算について、議会の認定を付するものでございます。認定第2号、令和5年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について。令和5年度安芸太田町病院事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付すと同時に、同条第6項の規定により、事業報告書を付して議会の認定に付するものでございます。詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

これで提出者の提案理由の説明を終わります。以上で提出議案については後日詳細説明審議を行います。本日の日程は以上で全部終了しました。これで散会いたします。

○河野茂議会議務局長

御起立願います。一同互礼。

午前10時48分 散会